

一橋大学大学院言語社会研究科・一橋大学国際教育交流センター・人間文化研究機構国立国語研究所

「日本語教育学位取得プログラム」

説明会へようこそ！

「日本語教育学位取得プログラム」は、一橋大学大学院言語社会研究科、一橋大学国際教育交流センター、人間文化研究機構国立国語研究所が、連携して運営に当たる「連携講座」です。本プログラムでは、この三つの機関がそれぞれの特長を活かして、日本語教育学、日本語学、比較文化学を総合的に学ぶことができる「多面的な学び」を提供しています。また、海外の研究教育機関との交流や、産業界・国立地域との社会連携に実績のある一橋大学ならではの「実践的な学び」も提供しており、この二つの「学び」を有機的に結びつけた「多彩な学び」を最大の特長に、高度の専門性と実践力を持った日本語教育者の養成を、2005年4月より開始しています(博士後期課程は2007年4月に開設)。

説明会では、下記の内容を説明した上で、みなさんからの質問にお答えします。その後、引き続き指導予定教員や在籍学生との相談の時間を設けております。よい機会ですので、ご活用ください。

CONTENTS

本プログラムの組織構成

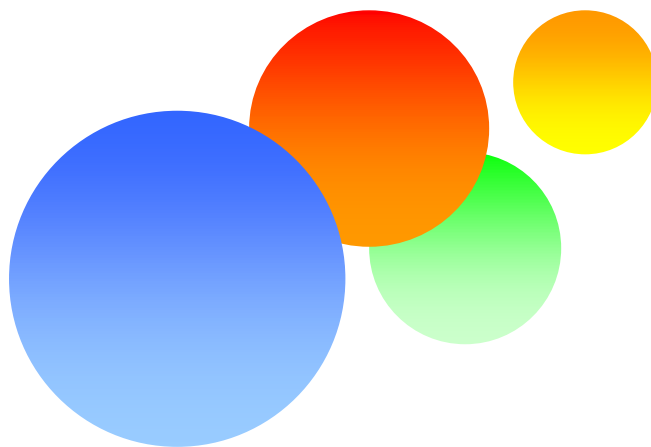
- ・「部門」について
- ・「第2部門」の特徴
- ・授業科目系について

研究・教育指導体制

- ・指導体制について
- ・履修について
- ・履修モデル
- ・プログラム修了証について

長期履修学生制度について

FAQ(想定質問集)



2022年8月6日(土) 入試説明会 10:00~12:00

一橋大学大学院言語社会研究科

本プログラムの組織構成

①「部門」について

- 本プログラムは、一橋大学大学院言語社会研究科(以下「言語社会研究科」)の**言語社会専攻第2部門**(日本語・日本文化部門)として設置されています。従って、専攻は、1996年設置の第1部門(言語社会部門)同様、「言語社会専攻」であり、修了後の学位も、第1部門と同じ修士(学術)／博士(学術)です。

②「第2部門」の特徴

- 第1部門の学生と第2部門の学生は本研究科同一専攻の学生として同等の立場にありますが、いくつかの重要な区別があります。
 - 第1部門と第2部門は**異なる内容の選抜試験**を実施します。
 - 第2部門の学生は、本プログラムの特殊性に鑑み、カリキュラム**履修上に一定の制限**が設けられています(詳細は後述)。
 - 第2部門修了者の場合、上記①の学位に加え、履修上の一定の条件を満たせば、高度の専門性を修得した証として、「**日本語教育学位取得プログラム修了証**」が授与されます(詳細は後述)。この修了証は2017年度入学生より、法務省による日本語教育機関の告示基準を満たしたものとなっています。

③授業科目系について

- 本プログラムは**3つの授業科目系**から構成されています。これらは、カリキュラム履修上の中心的な傾向を示す標識であり、学生の所属や身分を規定するものではありません。
- 授業科目系は、主要な履修科目群の性格および講義／演習担当教員の研究教育領域により、「**日本語教育学系**」、「**日本語学系**」、「**比較文化学系**」に分かれます。

研究・教育指導体制

①指導体制について

本プログラムを履修する学生は、各自の研究領域、対象、興味や目標に従い、以下に記した**第2部門担当専任教員(コア・スタッフ)**から**1名を「指導教員」**に選びます(時期は②「科目履修」と同じ4月中旬です)。指導教員の担当する授業科目系が、カリキュラム履修の柱となります。

日本語教育学系(国際教育交流センター)教員＝ 庵 功雄、太田陽子、西谷まり、早川杏子

日本語学系(国立国語研究所)教員＝ 石黒 圭、柏野和佳子[※]、小磯花絵[※]

比較文化学系(言語社会研究科)教員＝松原真、吉田真悟

※マークの教員は博士課程の主旨導は行いません。

②科目履修について

- 入学後は、まず指導教員と相談しながら履修科目を決定します。春夏学期履修登録・決定は4月初旬、秋冬学期は9月上旬です。
- 修了に必要な単位数**は、半年間の授業 1 コマを2単位とカウントして**計32単位**です。修士論文は単位にカウントしません。
- 他研究科科目・学部教育科目・全学共通発展科目(学部科目の一部)は合計8単位まで修了要件に算入できます。
- 本プログラムを履修する学生も、**第1部門の講義、演習を履修することが可能**ですが、科目によっては専門性、専門知識、外国語運用能力、人数などにより制限が加えられることがあるので、**担当教員の了承を得て履修**することになります。**第2部門の科目は自由に履修**できます。

③履修モデル

本プログラムでは、その研究の専門性に鑑み、以下のように履修モデルを設定してあります。強制的なものではありませんが、充実した学習を行うために、ご自身の専門性に合わせた、集中した科目履修が望まれます。

(1)日本語教育学系

日本語教育学を中心的な研究対象として科目履修する場合、「日本語教育学位取得プログラム」の規定の単位に合わせた履修を推奨します。(下記④およびプログラム対象科目表を参照のこと)

「日本語教育学位取得プログラム」修了証の取得を目指す履修者は、指導教員担当演習8単位(半年間2単位×4期)に加え、プログラムの5分野に合わせて、日本語教育学科目を中心に、日本語学科目、社会学研究科開講の科目も含めた社会・文化に関する科目をバランスよく履修する必要があります。また、日本語教育の現場で教育実習を経験することが求められます。そうした履修を通して、高い専門性と幅広い視野を兼ね備えた、実践力のある日本語教師になる道が拓かれます。

「日本語教育学位取得プログラム」の修了証を目指さず、日本語教育を中心に学ぶことも可能です。指導教員担当演習8単位に加え、プログラムの5分野のなかから興味のあるものを選び、計32単位以上になるよう履修してください。

(2)日本語学系

日本語学を中心的な研究対象として科目履修する場合、以下のような柱からなる履修モデルを推奨します。

(イ)日本語学系授業科目＝20(指導教員担当演習8/その他12)

(ロ)日本語教育学系授業科目＝8

(ハ)比較文化学系授業科目およびその他の科目＝4

このタイプの履修者は、(イ)の日本語学科目を積極的に履修し、また国立国語研究所の豊富なリソースを活用することによって、高い専門性を修得することが望まれます。また、(ロ)の日本語教育学科目、(ハ)の比較文化科目を履修し、日本語教育・日本文化に関する幅広い知識を身につけることが求められます。そうした履修を通して、日本語研究の最先端の動向に精通し、なおかつ自らの専門を鳥瞰できる視野を有する研究者を目指します。

(3)比較文化学系

比較文化学を中心的な研究対象として科目履修する場合、以下のような柱からなる履修モデルを推奨します。

(イ)比較文化学系授業科目＝14(指導教員担当演習8/その他6)

(ロ)第1部門日本文化関係科目および第1部門社会言語系授業科目＝6

(ハ)他研究科科目・学部教育科目・全学共通発展科目＝6(院・学部科目の内訳は不問)

(ニ)日本語教育学系および日本語学系授業科目＝6

このタイプの履修者については、(ロ)のような第1部門科目の積極的な履修を認め、推奨します。(ハ)については、履修者の興味関心に合わせて、本学ならではの「プラスアルファ」を学べるよう、指導教員がガイドします。

④日本語教育学位取得プログラム修了証について

(1)「日本語教育学位取得プログラム修了証」(以下、「修了証」とは、言語社会研究科修士課程の日本語教育学位取得プログラムを履修する学生で、同プログラムの指定授業科目(表1、および、別添のプログラム対象科目表を参照のこと)の必要単位数を一定の条件を満たして修得した場合に、通常の学位記のほかに授与されるものです。

(2) 修了証取得に必要な単位数 ※修士課程の修了要件ではありません。

同プログラムの授業科目は下記の5分野からなります。修了証を取得するためには、表1のとおり、各分野に定める単位数を修得し、かつ、合計26単位(実習科目2単位以上を必ず含むこと)を修得してください。

2年間で修了には計画的な履修が必要です。詳しくは履修要項を参照してください。

表1 日本語教育学位取得プログラム修了証授与に必要な分野別単位数

| 分野 | 単位数 |
|-------------|---------|
| I. 社会・文化・地域 | 4 |
| II. 言語と社会 | 4 |
| III. 言語と心理 | 4 |
| IV. 言語と教育 | 8(2~4) |
| V. 言語一般 | 6 |
| 合計 | 26(2~4) |

()は実習単位数

長期履修学生制度について

長期履修学生制度は、職業等に従事しながら、個人の事情に応じて、修士課程の標準修業年限(2年)を超えて柔軟に授業を履修し学位を取得できるようにする制度です。本学では、平成18年度入学者からこの制度を利用できるようになりました。長期履修学生として認められた場合は、修業年限は最大で4年で、授業料は2年間(標準修業年限)に支払うべき授業料総額を、あらかじめ認められた修業年限で除した額をそれぞれの年(学期)に支払うことになります。

長期履修を希望する者は、出願書類と共に「長期履修学生申請書」等の必要書類を提出し、審査を受ける必要があります。次の1～3のいずれかの条件に該当すれば、長期履修学生として申請できます。

- 1 週32時間以上の就労者。
- 2 育児、長期介護等の事情により、フルタイム学生としての就学が困難な場合。
 - (1) 育児とは、申請者が未就学の子を養育している場合をいう。
 - (2) 長期介護とは、申請者が要介護者を介護する場合をいう。
要介護者の範囲は、次のとおり。
 - ① 配偶者 ② 父母 ③ 子 ④ 配偶者の父母 ⑤ 申請者と同居している祖父母、兄弟姉妹及び孫
- 3 身体の障害または疾病のためフルタイム学生として就学が困難な場合。

FAQ(想定質問集)

Q:入試について質問があります。どこにどのように尋ねればいいでしょうか。

A:言語社会研究科事務室にEメールまたはFAXしてください。

E-mail : lan-km@ad.hit-u.ac.jp FAX: 042-580-9016

Q:「研究計画書」には「研究テーマを必ず記入すること」とあります。しかし、現段階では「テーマ」というほどはっきりした形で設定することは難しいです。どのように記入すればよいでしょうか。

A:「研究テーマ」については、確定的な研究題目、例えば修士論文で扱う問題を代表するような題目、そのまま修士論文のタイトルに使えるような明確なものである必要はありません。これまで関心を寄せてきたことや勉強してきたこと、あるいは大学院で新たに学びたいと考えている方向や分野・領域などを代表するキーワードを含めて、簡潔に記入するので構いません。テーマ設定そのものの優劣が、試験において評価の対象になることはありませんので、未定とせず、現時点のテーマを可能な範囲で記入してください。

Q:入学後、留学をしたいと思っています。どのようなサポート体制がありますか。

A:一橋大学は現在100を超える大学と学術協定を締結しており、学生交流協定を結んだ大学に留学する場合は、単位互換を含めた交流が可能です。また本学には大学派遣留学制度があり、選抜試験に合格すれば奨学金を得て留学する道が開かれています。同試験では協定校以外を志望することもできます。一方、学外の資金を得て留学する大学院生もいます。本学を休学ではなく、留学手続きをして海外留学をした場合には、所定の手続きを経

て本学との単位互換が認められることもあります。(ただし、本研究科の演習への単位互換は認めていません。)

Q:願書を直接持参したいのですが。

A:「郵送により」としてある場合には、直接持参した願書は受け付けません。事務手続きの都合上、郵送のみにしていただきますので、願書が出願期間内に届くように注意して下さい。なお所定日までの消印がある「簡易書留」については到着が期限を過ぎても受理します。

Q:指導を希望する教員とあらかじめ連絡をとることは可能でしょうか。

A:可能です。コンタクトを希望する旨を、言語社会研究科事務室までご連絡下さい。言語社会研究科事務室が当該教員にコンタクトの希望を伝えます。教員のアドレスが公開されている場合は直接でも構いません。なお、指導を希望する教員とあらかじめコンタクトがあるか否かは、入試の可否には関係ありません。

Q:研究計画書のテーマと卒論のテーマは、一致しなくても良いのでしょうか。

A:今後新たなテーマをどのように発展させていく予定であるか、研究計画書のなかでよく説明されていれば結構です。

Q:出願書類のなかに「卒業論文等」とあります。すでに修士課程を終えている者ですが、卒業論文のかわりに修士論文を提出することは可能でしょうか。

A:可能です。修士・博士論文も含めて、「卒業論文等」のなかには、卒業論文(学士論文)以上の学位論文がすべて含まれます。

Q:入試の不合格者を研究生として受け入れる制度はありますか。

A:ありません。

Q:どの先生を指導教員にしたらよいか分からないのですが、必ず指定しないといけないのでしょうか。

A:希望指導教員が確定的でない場合でも、言語社会研究科のホームページの「スタッフ」の項目にある教員一覧から、自分が学び研究しようとしているテーマに近い専門分野を扱っている教員の見当を付けることができます。最初から専門分野を確定して、明確な目標に向かって学習を効率化することも大事ですが、実際の興味や問題意識は時間と共に変化することもあります。そうした場合には、入学後にできるだけ多くの教員と接触を持ち、アドバイスを受けながら決めていくこともできるでしょう。専門があらかじめ明確に決まっていたほうが研究のスタートを早く切れますので、希望指導教員が決まっているに越したことはありませんが、受験時点でご自身の専門性がどうしても固まらない方の場合、希望指導教員未定でも構いません。

Q:外国国籍で、現在母国において日本語教育に従事して、すでに4年になります。かつて7年間日本に留学していましたが、2年前に帰国しました。プログラム入試を受験する場合、私の受験資格は「外国人留学生」でしょうか？それとも「日本語教育経験者」でしょうか。

A:現在すでに帰国していても、帰国後の経過時間にかかわらず、過去における継続留学年数が、留学生としての受験資格認定の根拠になります。従って、あなたの受験資格は「一般」もしくは「日本語教育経験者」になります。

Q:当初は言語社会研究科(第1部門)に入って、社会言語学系の研究をするつもりでしたが、このたび、日本語教育学位取得プログラムの存在を知り、どちらに応募すればよいか迷っています。第1部門を受験しても、入学後当該プログラムの講義、演習を中心に履修できますか。

A:日本語関係のどの分野を研究したいかによります。

- 日本語学系の演習(国立国語研究所の教員が担当)については、当該学位取得プログラム入試を経て入学した者の履修を原則とし、ただし、人数に余裕があり、かつ、面談の結果、研究テーマが演習の内容と密接

な関係にあると認められた場合にのみ、上記の者以外の履修を許可します。

- 日本語教育学系演習(国際教育交流センターの教員が担当)の履修については、当該学位取得プログラム入試を経て入学した者に限定しています。教育実習(学内)への参加も同様です。
- それ以外の演習については担当教員と相談の上になります。

第1部門で入学した場合でも、必要に応じて、第2部門で開講される科目を履修することも可能ですが、「日本語教育学位取得プログラム修了証」を取得することはできません。

Q:現時点の専門領域からすると、第2部門の受験が相応しいのですが、将来、社会言語学の理論的な方面に関心が発展するかもしれません。その際、第1部門中心の履修、学習パターンへとシフトしていくことは可能でしょうか。

A:第1部門の社会言語系の講義、演習は、キーとなる外国語や専門知識に関して、第2部門の入試とは異なる要求を満たした学生に対して開かれるもので、これに参加し得るかどうかは、指導教員および当該科目担当教員と相談してのことになります。

Q:「日本語教育学位取得プログラム修了証(26単位)」は必ず取らなければなりませんか。

A:いいえ。所定の単位を修め、修士論文を完成させれば、修士課程は修了できます。「プログラム修了証」は、修士の学位とは別のもので、「日本語教育について所定の内容を修めた」ことを証明するためのものです。

以上